

川崎市家賃支援事業に関する質問と回答（令和7年4月1日更新）

No.	質問	回答
1	法人の借り上げ住宅は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象となる介護職員等が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
2	契約社員や再雇用の職員は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、雇用形態は問いません。
3	派遣社員は補助対象になるか。	対象とはなりません。法人に直接雇用されている必要があります。
4	技能実習生や特定技能外国人は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、補助対象となります。
5	単身者のみが補助対象か。	単身者以外も対象になります。ただし、補助対象となる介護職員等が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
6	補助金額はどのように計算すればよいか。	補助金額は、家賃の1/2（上限30,000円）です。 （例1）家賃が55,000円の場合 $55,000 \times 1/2 = 27,500$ →千円未満は切り捨てとなるため、補助金額は27,000円です。 （例2）家賃が70,000円の場合 $70,000 \times 1/2 = 35,000$ →上限30,000円を上回るため、補助金額は30,000円です。
7	法人から住宅手当を支給しているが、補助金は活用できるか。	法人から住宅手当を支給している場合も、補助対象となります。ただし、本市からの補助額と法人の住宅手当支給額の合計額が、家賃を上回らない範囲での補助とします。
8	月途中で職員が市内に引っ越し、補助対象要件を満たすようになった場合、どのように処理すればよいか。（日割計算）	補助対象要件を満たした月が含まれる四半期の申請に入れてください。対象要件を満たす日数が1か月に満たない場合は、補助基準額を対象月の総日数で除した金額に、要件を満たした日数を乗じて得た金額が補助金額となります（千円未満切り捨て）。 （例）7月15日に市内に引っ越してきて、月額家賃51,000円の賃貸住宅に入居した場合。 第2四半期分の申請（7月分）に対象職員を入れてください。 $25,000 \text{円（月額補助額）} \div 31 \text{日} \times 17 \text{日} \doteq 13,709 \text{円（1円未満切り捨て）}$ →千円未満切り捨てのため、7月分の補助金額は13,000円となります。
9	礼金、敷金、更新料等は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象経費は、賃借料及び管理費、共益費です。町内会費、駐輪場・駐車場代、家賃保証料、インターネット使用料等のその他の経費も補助対象経費にはなりません。
10	1度交付決定を受けた介護職員は、3年間補助金をもらい続けることができるのか。	年度ごとの決定とさせていただきますので、毎年度の申請をお願いいたします。

11	申請書類に添付する住民票の写しの発行日等に有効期限はあるか。	当該年度の4月1日以降に発行された住民票を添付してください。2年目以降継続して申請を行う場合も同様となり、前年度発行の住民票では申請できませんので、注意してください。
12	令和7年度から新たに補助対象となる職種は何か。【R7.4 追記】	令和7年4月1日以降に新たに採用された、看護職員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士となります。
13	令和7年度から新たに補助対象となる事業所は何か。【R7.4 追記】	新たに、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、訪問型サービス（定率）、通所型サービス（定率）、通所型サービス（介護予防通所介護相当）が加わります。
14	健幸福寿プロジェクトに参加していないと申請ができないのか。【R7.4 追記】	申請年度中に補助対象職員が従事する事業所において参加が必要です。1事業所あたり1チーム以上の参加をしていることが補助対象要件となります。なお、当該要件については、参加事業所のとりまとめ事業所である必要はなく、チームに所属していることで満たすこととします。
15	他法人の事業所との兼務は勤務時間・日数に合算できるか。【R7.4 追記】	同一法人内の市内事業所間に限ります。
16	実績報告書はいつ提出するのか。【R7.4 追記】	年度ごとの実績報告となります。補助金を該当職員あてに支給完了後、速やかに1年度分をまとめて提出していただきます。
17	かわさき健幸福寿プロジェクトへの参加はどのようにすればよいか。【R7.4 追記】	オンラインでの申請が可能です。詳細については、以下 URL をご参照ください。 ● 「かわさき健幸福寿プロジェクト」参加申請： https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152114.html